リベラリズムの伝統—ロック、J. S. ミル、アダム・スミス

●リベラリズムとは何か

liberalism (E)/ Liberalismus (G)/ libéralisme (F)= 「自由主義」?

二つの自由概念……アイザイア・バーリン Isaiah Berlin (1909-1997)

「二つの自由概念」Two Concepts of Liberty (1958)

消極的自由(Freedon *from*) 強制の欠如、個人がその欲求の実現を妨害されないこと。 積極的自由(Freedom *to*) 欲求を抑え、より高級で理性的な自我を実現すること。

J. グレイによる整理

個人主義 社会集団の要求に対する個人の道徳的優位

平等主義 個人の道徳的地位の対等化と法的政治的差別の否定

普逼主義 歴史的文化的差異を超えた人類の道徳的一体化

改革主義 社会制度・政治機構の修正可能性の主張

リベラル・デモクラシー liberal democracy ……現代政治の中心

「民主主義」 = demos (民衆) + kratia (支配・権力) …… -ism (主義)ではない。 政体 politeia (Gr) の一形態……国家における政治権力の配置と権力行使の体制

リベラリズム(自由主義)とデモクラシー(民主政)の対立を内包した折衷的制度

主要な要素 代表民主政……選挙を通じた代表の選出

人権の保障……民主政原理に対する歯止め

抑制均衡……三権分立など、権力の相互監視のシステム

●リベラリズムの誕生

絶対主義と王権神授説

ボダン Jean Bodin (1530-1590)

『国家論』Les six libres de la République (1576)

絶対君主制を正当化する主権理論

「主権とは、国家の絶対にして永続的な権力である」……永続性・絶対性・不可分性 立法権を中心とする主権観、主権者命令説→制定法中心の法概念

イングランドの歴史

早期に国家統一が完成、宗教改革(16世紀前半、ヘンリー8世期)

ステュアート朝の絶対主義

ジェームズ1世(在 1603-1625) 国教会信仰を強制→ピューリタンの反発

チャールズ1世(在 1625-1649) 外交政策→課税問題で議会と対立

清教徒革命

1640 ステュアート朝の絶対主義に反発、長期議会において国王派と議会派が全面的に対立。 1642 紛争勃発。

1646 クロムウェル Oliver Cromwell の指揮により国王軍に勝利。

1649 チャールズ 1 世処刑、共和制を宣言。クロムウェル護国卿 Lord Protector に(1653)。 1660 王政復古

E. クック Edward Coke (1552-1634)

コモンローの優越、保障された権利は法(制定法)に優先すると主張→基本権論の萌芽。 「国王といえども神と法の下にある」(ブラクトン)

名誉革命と権利章典

名誉革命(1688)

ジェームズ2世(在位1685-1689) カトリック復帰計画、親フランス政策。

- → 議会、ジェームズ2世の長女メアリとその夫オラニエ公ウィレムを招請、王位に就ける。 メアリ2世・ウィリアム3世は議会の提出した「権利の宣言」を承認。
- → 1689「権利の章典」

ジョン・ロック John Locke (1632-1704)

『寛容に関する第一書簡』A Letter concering Toleration (1689)

『統治二論』 Two Treatises of Government (1689)

王権神授説批判、市民政府論の主張

自然状態 state of nature ……私的財産制のある平和的共存状態

人々が自然法の範囲内で、その行動を律し、自ら適当と思うままに、その財産(posessions)と身体(persons)を処置するという完全に自由な状態

自然的自由の権利において万人が平等であること

→ 何人も他人の生命・自由・財産を傷つけるべきではないとする自然法(理性の命令) property(所有物)としての生命・自由・財産 → 財産と身体の自己所有・自己決定権

社会契約説 social contract (theory) / (theorie du) contrat sociale / (Theorie von) Gesellschaftsvertrag 個々人の自然的権力を委譲して成立した国家→信託違反の為政者を放逐する権利=抵抗権

J. S. ミル John Stuart Mill (1806–1873)

『自由論』On Liberty (1859)

『功利主義論』 Utilitarianism (1863)

民主政による多数者の専政、少数者への圧迫を指摘。

自由への干渉が正当化される場合を危害防止に限定……他者危害原理

モラリズム(moralism)・パターナリズム(paternalism)を批判。

善の構想の複数性を承認……「善に対する正義の優越」リベラリズムの中心理念

●自由主義経済思想……アダム・スミス

アダム・スミス Adam Smith (1723-1790)

『諸国民の富』(通称『国富論』) An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (1776) 統制経済批判。自由競争による経済の活性化。

「神の見えざる手」the invisible hand ……自然な秩序形成を理想とする考え方

夜警国家論 nightwatchman state

匡正的正義のための国家。国家の役割は防衛・司法行政・公共事業に限定される。

『道徳感情論』The Theory of Moral Sentiments (1759)

人間の自然本性は「利己的」

他者と調和する個々人の利己的活動によって社会は進歩する → 私益公益論 利己性を第三者の共感によってチェックするための「公平な観察者」impartial spectator 基準

夜警国家論の限界

貧富の差の拡大、構造化

→ 社会不安・労働運動の発生……共産主義 communism・社会主義 socialism からの批判 独占の問題……「事実上の独占」 de facto monopoly、計画的な独占

リベラリズムの正義論―ロールズと格差原理

古典的リベラリズム……政府機能の最小化

平等基底的リベラリズム egalitarian liberalism ……ロールズ→ドゥウォーキン→セン 「平等な分配」の重視……自由の基底的要素 → 基準としての「正義」

●現代正義論のメインテーマ

「正義」の古典的定義 suum grique (各人のものを各人に)

分配的正義の問題→平等の定義

何の平等か? of what 対象

何による平等か? by what 基準

相対主義の支配

19c ~ 科学的合理主義 → 価値相対主義 (ハンス・ケルゼン etc.)

価値二元論……存在と当為の峻別

実際、私は正義とは何か、人類の美しき夢である絶対的な正義とは何かということなど知らないし、それについて語ることもできない。私は相対的な正義で満足せねばならず、私にとっての正義とは何かということを語ることができるだけに過ぎない。学問が私の天職であり、それゆえ私の人生でもっとも大切なものである以上、私にとっての正義は、その庇護の下で学問が栄え、学問とともに真理や知的廉直も栄えることができるような、そうした正義である。つまり、私にとっての正義は、自由の正義、平和の正義、民主主義の正義、寛容の正義である。(ケルゼン「正義とは何か」)

1940年代、アメリカと自由主義の勝利

ファシズムとの対立……「自由主義」「共産主義」の連携

共産主義との対立……事実としての「自由主義」陣営

※ その内実には、自由主義を守るための専政が存在した部分も。

1960年代、アメリカ社会のゆらぎ

ベトナム戦争・公民権運動 → リベラリズムの破綻?

ベトナム戦争(1964-75)

民族自決権と「自由主義陣営」の対立:南ベトナム政権の腐敗

戦争被害……ソンミ村虐殺事件(1968)など

→ WWII 以来信じられてきた「アメリカの正義」のゆらぎ

公民権運動 civil rights movement ……人種間の平等を主張する、主として黒人による運動。

Brown v. Board of Education (1954)

人種分離教育 school segregation に対し違憲判示。

separate but equal 基準(1896)を変更。

バス・ボイコット運動(1955)

アラバマ州モントゴメリで、バスの差別的な着席ルールに反発した黒人女性が逮捕された事例(Rosa Parks 事件)。

公民権法(1957)

いうこの国の信条の真意に生きるときが来るであろう」

人種差別事件の裁判権を連邦管轄に←州裁判権の問題性 ワシントン大行進(1963)……マーティン・ルーサー・キング Jr.牧師の演説

「私には夢がある。いつの日にか、この国は立ち上がり、『自明の真理として、すべての人は平等に作られた』と

非暴力的な手段による人種統合の実現 ←→ 急進的な黒人解放運動(マルコム X など)

●ロールズ:正義の二原理

ロールズ (John Rawls, 1921-2002)

1971 『正義論』 A Theory of Justice

規範的正義論の復活……仮想的社会契約による正当化

公正としての正義 Justice as Fairness

社会的協働のための公正な基盤

正義原理の導出・基礎付けに関する公正な手続的条件

原初状態 the original position

情報に関する想定: 無知のヴェール the veil of ignorance

当事者たちは自己の特殊利害にかかわる個別的事実を知らない (社会に関する一般的事実のみを知る)

動機に関する想定

他人の利益には無関心、自己利益の合理的最大化を目的とする

地位に関する想定

完全に平等な権利(拒否権) → 全員一致の合意を解決として想定

Basic Goods (基本財)の分配に関する決定

すべての合理的な人々が具体的人生計画に関わらず必要とする財

権利・自由・機会・権限・収入・富・自尊

不確実な状況における合理的選択(マキシミン・ルール)

最悪の状態が最善であるような選択肢を採用する

反省的均衡 reflective equilibrium

判断と原理の相互調整、自己反省プロセス

正義の二原理 two principles of justice

《第一原理》=平等な自由原理

各人の同様な自由と両立する限り、広範な基本的自由への平等な権利を各人に保障するべき 《第二原理》社会経済的に不平等な取り扱いは

公正な機会均等原理…各人に開かれた地位・職務に伴う場合に正当

格差原理 the difference principle …最も不利な人々の利益を最大化する場合に正当背景にある理念

出自・才能は社会的・自然的偶然

才能・能力・技能 etc.を社会的共同資産と考え、再分配の対象にする

累進課税制度、affirmative action の正当化 → 福祉国家の基礎付け

ロールズの「転向」?

1993『政治的リベラリズム』Political Liberalism

正義原理の選択一合理的意思決定の結合関係を放棄

「重合的合意」 overlapping consensus

リベラルな政治的ドクトリンとしての「公正としての正義」

さまざまに相対立するドクトリンを確信する市民が、部分的に重なりあう合意によって支持できるものとしての正義……ローティとの関係

リベラリズムの発展―分配と平等

●ドゥウォーキン: 平等な配慮と尊重への権利

ドゥウォーキン(Ronard Myles Dworkin, 1931-)

1977 『権利論』 Taking Rights Seriously

1981「何の平等か?」 Equality of What?

1985 『原理の問題』 Matter of Principle

平等主義 egalitalianism

「個別化された政治的目的」「政治的切札」としての権利

社会全体の利益 etc.とのトレードオフを拒否するもの…… 「横槍」side constraint

資源の平等 equality of resource

生き方の追求による格差は是正しなくてよい。

「選択の運」 optional luck

生得の能力格差・偶然による格差は再分配で是正する必要。

「自然の運」brute luck

仮想的保険市場・オークションによる正当化

問題……分配対象は生得の能力を含む全体。実際に再分配できるのは獲得された財のみ。 → 財をどのように移転したら、生得の能力の適切な補償になるか。

解決……「生まれる前に(無知のヴェール下で)保険を購入していた」と考えたら。

薄い無知のヴェール

各人は自らの選好を知っているが、どのような生得の能力を持って生まれてくるかを知らない。その状態で各人が平等な量の貨幣を持ち、保険を購入してリスクに備えるものと想定する。その場合に結果として生じると考えられる分配状況と、現実に所得再分配政策を通じて成立した富の分配状況が一致するなら、そのような政策は正当である。

●セン: 潜在能力の平等

アマルティア・セン(Amartya Kumar Sen, 1933-)

1979『不平等の経済学』On Economic Inequality

1982 『合理的な愚か者』 Choice, Welfare, and Measurement

1992『不平等の再検討』Inequality Reexamined

1998 ノーベル経済学賞 受賞

厚生の平等批判

財→厚生の変換効率には格差がある。

財の平等は、特に障害者にとって不利に働く。

功利主義批判……「最大多数の最大幸福」で良いか。

幸福は目的であり得るが、人生のすべてではない。

「固定化された困窮」(適応的期待形成)の問題

この問題は、固定化してしまった不平等や貧困を考える場合に、特に深刻なものとなる。すっかり困窮し切りつめた生活を強いられている人でも、そのように厳しい状態を受け入れてしまっている場合には、願望や成果の心理的尺度ではそれほどひどい生活を送っているようには見えないかもしれない。長年に亘って困窮した状態に置かれていると、その犠牲者はいつも嘆き続けることはしなくなり、小さな慈悲に大きな喜びを見出す努力をし、自分の願望を控えめな(現実的な)レベルにまで切り下げようとする。実際に、個人の力では変えることのできない逆境に置かれると、その犠牲者は、達成できないことを虚しく切望するよりは、達成可能な限られたものごとに願望を限定してしまうであろう。このように、たとえ十分に栄養が得られず、きちんとした服を着ることもできず、最小限の教育も受けられず、適度に雨風が防げる家にさえ住むことができないとしても、個人の困窮の度合いは個人の願望達成の尺度には現われないかもしれない。(不平等の再検討)

潜在能力アプローチ capabilities approach

財ではなく、それが可能にする可能性(何ができるか?)を平等に 基本的な潜在能力の平等。

「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば「生活の良さ」として見ることができる。生活とは、相互に関連した「機能」(ある状態になったり、何かをすること)の集合からなっていると見なすことができる。このような観点からすると、個人が達成していることは、その人の機能のベクトルとして表現することができる。……ここで主張したいことは、人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきだということである。

機能の概念と密接に関連しているのが、「潜在能力」である。これは、人が行うことのできる様々な機能の組合せを表している。従って、潜在能力は「様々なタイプの生活を送る」という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる。……「潜在能力集合」は、どのような生活を選択できるかという個人の「自由」を表している。」(不平等の再検討)

「…腎臓障害で透析を必要とする人は、所得こそ高いかもしれないが、それを機能に変換する際の困難を考慮すれば、この人の経済手段(つまり、所得)は依然として不足していると言える。貧困を所得だけで定義するのであれば、所得からどのような機能を実現できるかという潜在能力を抜きにして、所得だけを見るのでは不十分である。貧困に陥らないために十分な所得とは、個人の身体的な特徴や社会環境によって異なるのである。」(不平等の再検討)

ロールズ・ドゥウォーキン v. セン

ドゥウォーキンに対する批判……格差判別の難しさ 何が生き方の追求による格差で、何が生得の格差なのか? センに対する批判……潜在能力概念の曖昧さ

読み書きする、割礼などの身体切除を避ける、独立したキャリアを歩む自由がある、あるいは、リーダーシップを 発揮できる立場に立つ、など。(不平等の再検討)

差異の構造化の問題

固定化してしまった困窮の問題は、不平等を伴う多くのケースで、特に深刻である。このことは特に階級や共同体、カースト、ジェンダーなどの差別の問題に当てはまる。このような困窮の性質は、重要な潜在能力に関して社会的に生じた差異に注目することによって明らかにすることができるが、もし潜在能力アプローチを効用の尺度で評価してしまうと、それらの点は明らかにできないだろう。(……)根の深い慢性的な不平等を扱う場合、二つのアプローチから生ずる差は、極めて大きなものになる。(不平等の再検討)

平等な配慮と尊重への権利

自律的・道徳的主体としての尊重。

国家による強制の排除、自律的生活を保障する配慮。

平等な取り扱い equal treatment ←→ 平等な者としての取り扱い treatment as an equal

共同体と文化—共同体論・多文化主義

●リベラリズムとその批判

リベラリズムを批判する多くの理論

メリット 理論的に出来がよい。筋が通っている。

デメリット
それ単独で妥当な結論が出るかはわからない。

→ 「リベラリズム」とは、我々が選択してきた制度を後付けで説明するための理論、でもある。

●ノージック: 権原理論

ノージック (Robert Nozick, 1938-2002)

1974『アナーキー・国家・ユートピア』 Anarchy, State, and Utopia

最小国家論

ロックの自然権論を利用 → 道徳的に正当化可能な国家の限界を設定

カント的原理

各人は目的であり手段ではない

同意なしに目的達成のために犠牲にできない

「最小国家」=夜警国家を正当化

個々人の自由な活動・結社(自発的共同体)=ユートピア

ユートピアを成立させる枠組=メタユートピアとしての国家

市場の中立性、矯正的・手続的正義の確保のみが国家の役割

歴史的権原理論 the entitlement theory

獲得の正義・移転の正義のみを問題とする。

最終状態(結果状態原理)・歴史的正義論 ←→ 権原理論

ロールズ批判

平等な自由原理と格差原理の両立可能性を否定。

貧しい者への利用は富む者の自由の制限にあたる(才能観の違い)。

累進課税批判

人を社会的目的達成の手段にしている、強制労働に等しい。

背景にある理念

原始取得の正統性・市場における自発的交換の正統性

出自・才能は努力(労働)の成果

才能・能力・技能 etc.は正統な個人の所有。再分配は搾取を意味する。

思想的影響

結果の平等ではなく、機会の平等を主張。福祉国家=官僚制への批判。

リバタリアニズム libertalianism、無政府市場主義 anarco-capitalism への影響

個人的自由・市場メカニズムの再評価

共同体論 communitalianism、多文化主義 multiculturalism への影響 個人の背負う「文化」の再評価

●平等論の問題点

仮想的社会契約による正当化(ロールズ・ドゥウォーキン)

t0 における分配を問題にしている(初期分配)

t0 → t1 の財の移転における公平性が確保されなければ、平等は一瞬にして崩壊する。

正当な移転による正統性の継承(ノージック)

t0→t1以降の財移転は正統性を保存する

しかし何が初期分配の正当性を保障するのか?

●リバタリアニズム libertalianism

「自由至上主義」「絶対自由主義」

諸個人の自由の確保に国家の任務を限定 自己所有権の強調、労働による所有説

政府の失敗(←→市場の失敗)

公共財供給において、政府もまた非効率 最低でも国家独占の排除、民営化

具体的主張……さまざま

自由に対する制限の廃止

自己奴隷化・臓器売買の自由婚姻・家族制度の廃止・解体

自由に反する権利の廃止

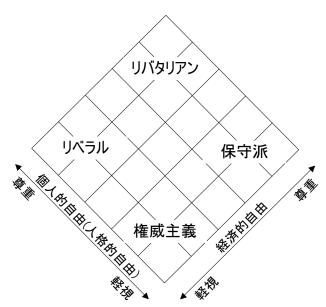
プライバシ、無体財産権 etc.

相続財産制度

自由の促進

移民の自由化・住民自決権の重視

一方で、セーフティネットを含む社会福祉の一定程度の肯定 リベラリズムと何が違うのか?



森村進『自由はどこまで可能か: リバタリアニズム入門』p. 14

無政府市場主義 anarco-capitalism

政府の完全な否定……「国家の専制」より「貨幣の専制」を!

「貨幣の専制」は最悪の場合でさえも、個人に死を強制はしない。「国家の専制」は諸個人を、大量死が待ちかまえる戦場に追いやるのである。せいぜいのところ市場は、マネーゲームの勝者しかもたらさない。「貨幣の専制」における特権者は、他と比較して、相対的に多額の貨幣を獲得したものにすぎない。そこでは国家のような、人間に死を命じうる絶対者など、原理的に存在しえないのである。(笠井潔『国家民営化論』)

治安維持・紛争処理・福祉・社会保障も企業化可能、防衛は不要。

競争圧力にさらされた「企業」という、「より小さな悪」(lesser evil)の選択

問題点

正の外部性

「私の家だけの治安を守る」ことが可能か……非排除性による非効率性

防衛・治安維持などはサービス提供の対価を支払っていない外部への効果を持つ。

→ 「ただのり」批判 free rider

反論……うなぎ屋から漂ってくる匂い。

不公正

購買力のない貧乏人は保護を得られない。

絞首台における死と、緩慢な餓死と、どちらが「優しい」のか?

国家に帰着する可能性

自力救済を代行する「保護会社」の市場的競争

→ 淘汰により一定地域で独占的地位を持つ支配的保護会社を生み出す(ノージックの証明)。

国家の三要件(暴力の集中・正当性認定権の独占・平等保障)

平等性のみを欠く「超最小限国家」(ultra-minimun state(Nozick))

一つの解決……ゲーテッド・コミュニティ gated community

コミュニティ全体を塀で囲み、警備員付きのゲートから出入りする郊外の新興住宅地。 アメリカでは多く現実化しつつある。

●共同体論 communitarianism

A. マッキンタイア、M. サンデル、C. テイラー等

リベラリズムの個人観を「原子的個人」(social atom)と呼んで批判

「負荷なき自我」the unencumbered self

「位置づけられた自我」the situated self (サンデル)

我々の選択に還元できない、宿命的な所属の領域としての「共同体」

目的としての「共同体」

共通善・愛着・友愛・徳などの価値は、共同体の内部でのみ追求され得る。

「正義の善に対する優越」批判

何が正義かは、特定の善の構想を前提しなければ決まらない。

●多文化主義 multiculturalism

C. テイラー、W. キムリッカ等

消極的な意味

「多数派の専政」の予防・除去……同化政策に対立

異文化の尊重、人種平等の促進

メルティングポットから、サラダボウルへ

「カナダ多文化政策法」(1988)

カナダ社会の多民族的性格を尊重・公認。民族的ルーツに関係なく社会のあらゆる分野に参画する均等の機会を保障。

民族遺産省による多文化プログラム再編成(1997年)

アイデンティティ あらゆる出自の国民がカナダに帰属意識と愛着を持てる社会の醸成 市民参加 コミュニティと国家の将来の形成に積極的に参加していく市民の育成

社会正義 公正で平等な処遇が保障され、出自に関わらず全ての国民が尊重され受け入れられ

る国家の構築

問題点

特に「ネットワーク外部性」のある場合、多数派はそのこと自体によって有利である。

→ 競争条件を完全に公平にしたとしても、長期的に少数派は消滅する。

積極的な意味

少数派の文化的な特徴の積極的保護

少数派による強制的措置の承認

eg. ケベックにおけるフランス語教育強制

例えばケベック州は、言語についていくつもの法を制定した。そのうちのひとつは、誰が自らの子供を英語で教育を行う学校に送れるかを規定するものである(フランス語系の人々、および移民は、これができない)。別の法は、従業員が 50 人以上の企業が、フランス語で運営されなければならないとする。また別の法は、フランス語以外のいかなる言語の商業用の看板をも違法とする。換言すれば、ケベック州政府は、[フランス語文化の]存続という集団的目標の名のもとに、州民に対して規制を行ってきたのであるが、これらの規則は、カナダの他の諸共同体においては、人権憲章のゆえにただちに禁止されるものなのである。根本的な問題は次のようなものである。すなわちこのような[自由主義の]類型は容認しうるか否か。(チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」)

理論的発展……「違うこと」の「承認」へ?

差異の政治 Politics of Difference (I. M. Young) / 承認の政治 Politics of Recognition (C. Taylor)

多文化主義の問題点

「文化」「民族」とは何か?……作られた伝統

「少数派」とは誰のことか?

majority / major minority / minor minority ……集団は個人に対して常に多数である! あらゆる個人に・宿命的所属や文化民族に関係なく・保障さるべき最低限の正義 → リベラリズムの必要性と可能性